

社会体育施設利用規定

町内の社会体育施設に関して、適正な利用に係る事項について下記のとおり定めます。

1 利用対象者

住所が町内・町外に関わらず、どなたでも利用することができます。但し、施設利用予約の際は、利用者登録が必要となります。

2 利用登録申請

所定の登録用紙に必要事項を記入し、スポーツ振興課へ提出してください。登録完了後に予約システムで使用する登録番号（ID）、パスワード及び利用登録証を発行します。

3 利用許可申請

【占有利用】

- (1) 利用予定日の6ヶ月前の1日から仮予約受付開始とします。
- (2) 利用予定日の2ヶ月前の末日までに、本予約に係る要項等を添えて申請書原本をスポーツ振興課窓口へ提出してください。
※申請書原本の提出がない場合は、仮予約が自動取消しとなります。
- (3) 利用予定日の2週間前までに利用料を支払いしてください。支払いが確認されない場合は、自己都合キャンセル扱いとなります。
※利用料支払い後のキャンセルは、返金いたしません。

【部分利用】

毎月1日に翌月分の予約申請受付開始

- (1) 1日～5日は、町内の方（免除団体除く）のみの抽選予約受付期間とします。
※抽選予約は、順番に関係なく予約申請のあった方を対象に抽選いたします。
- (2) 6日は、抽選結果公表日とします。
- (3) 6日9時～15日は、町内の方（免除団体除く）のみの優先予約受付期間とします。
※優先予約は、先着順となります。
- (4) 16日以降は、町内町外・免除団体含む全ての方の一般予約受付期間とします。
※一般予約は、先着順となります。
- (5) 当日予約は、電話での予約のみ可能です。その際登録IDをお伝えください。

4 利用制限

- (1) 小中学校やスポーツ少年団は、毎月第3日曜日は「家庭の日」のため施設利用できません。
- (2) 小中学校やスポーツ少年団の利用は、4時間以内とし、利用終了時間は下記のとおりとします。

【平日】※大会1週間前は30分延長可能。延長申請は生涯学習文化課です。

夏季（5月～10月）⇒19時

冬季（11月～4月）⇒18時30分

【土日祝日】※延長申請不可。

17時

(3) 一般の1日の利用時間は、4時間以内とします。

※但し、利用日当日に空きがあれば制限時間を越えての予約申請が可能です。その際はスポーツ振興課（998-2140）まで電話にて予約申請をしてください。

5 減免

町内小中学校や町スポーツ少年団は、減免団体となります。減免を受ける場合には利用者団体の登録が必要となります。

6 施設開放時間及び使用料

(1) 施設開放時間：9時～22時

休館日：毎週月曜日（祝祭日の場合は翌日）及び年末年始12月29日～1月3日

※利用するための準備や片付けに要する時間も利用時間に含まれます。

※利用予定時間を超えて利用した場合は、1時間未満でも1時間とみなし超過料金を徴収します。

7 利用許可条件

- (1) 施設を棄損又は紛失したときは、直ちに管理者へ報告し、現状に復するか損害を弁償すること。
- (2) 予約が確定した後であったとしても、急きょ行事等に供する必要が生じた場合は、予約取消等の調整に応じること。その際、既に徴収した利用料は次回以降に振替対応とする。
- (3) 施設利用後は片付け、整備をすること。
- (4) 貴重品は各自で保管すること。紛失、盗難について管理者は、一切の責任を負わない。
- (5) 施設利用中、自己の過失により生じた怪我や事故について、管理者はその責任を負わない。利用者の責任において保険等に加入すること。
- (6) 利用料金を期限までに支払いをすること。（支払いが確認されるまで利用制限有）
- (7) 自己都合による予約キャンセルをしないこと。
（自己都合によるキャンセルが同月に3回あると利用制限有）
- (8) 利用をキャンセルする場合は、管理者へ必ず連絡をすること。
（利用開始時間15分経過後、自動的に自己都合キャンセルとなります）
- (9) 施設利用にあたって管理者から指示がある場合は、その指示に従うこと。

8 禁止事項

- (1) 施設内での喫煙・飲酒
- (2) 駐車場以外への迷惑駐車
- (3) 営利を目的とした活動

- (4) 団体未登録、施設使用未許可での施設利用
- (5) 許可を受けた目的・施設以外での利用
- (6) 近隣住民への迷惑行為
- (7) その他マナー違反行為

※上記事項が守られない場合は利用停止、登録抹消となる場合があります。